

シリーズ 立地適正化計画 ～持続可能なまちづくり～

平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、コンパクトシティの形成を推進する立地適正化計画が制度化され、筑後市でも平成31年度から計画策定に着手しています。

今回からシリーズで立地適正化計画に関する制度や計画の内容を、分りやすく紹介していきます。

今回は「立地適正化計画策定の背景」です。



都市対策課長が説明します！

【問合せ】都市対策課 (☎65-7028)

市の概要

筑後市は、緑豊かな恵まれた自然環境を有しており、また、交通の利便性にも優れ、県南地域の交通の要衝として、人口の増加とともに都市の拡大が続けてきました。九州新幹線筑後船小屋駅の開業や国道442号バイパスの開通、県営筑後広域公園の開園、さらには平成28年3月のEAMKSベースボールパーク筑後の開業など、自然と都市基盤がバランスよく整備されてきています。

しかし、全国規模で問題となっている少子高齢化の影響は本市にも及び、微増してきた人口も、今後は減少していくことが予想されます。人口が減少することで、税収の減少による財政規模の縮小、生活利便施設や公共交通の縮小、地域コミュニティ機能の低下などが予測され、人々の暮らしにさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

コンパクトなまちへ

今後の人口減少と高齢化の進展を見据え、高齢者や子育て世代にとって、安心することができる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面と経済面において持続可能な都市経営を可能

とすることが大きな課題です。

こうした中では、医療・福祉施設や商業施設、住居などがまとまって立地する拠点地域と市内各地域が公共交通でつながり、誰もが生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めた都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことがますます重要になってきます。

このような背景を踏まえ、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、国は、コンパクトなまちづくりを目的とした「立地適正化計画」の策定について、積極的な検討を求めています。

令和2年4月1日現在で、都市計画区域を有する1,352自治体の内、522自治体がこの計画の策定に取り組んでいて、本市も平成31年度から計画策定に着手しています。

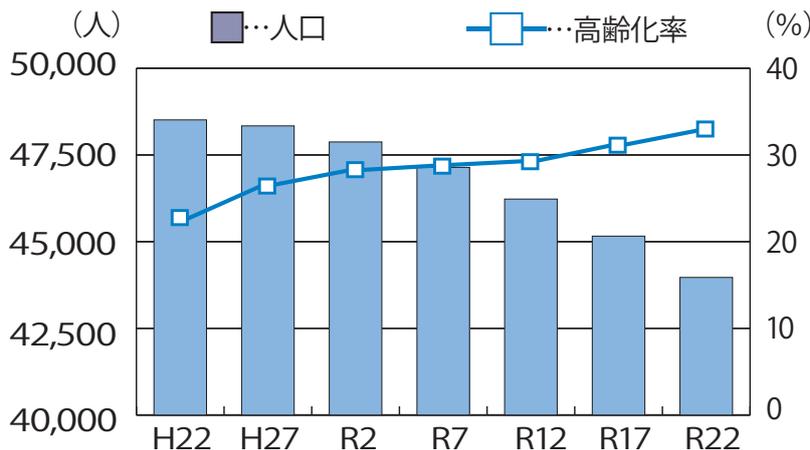
市の取り組み

平成20年度に策定した都市計画マスタープランを踏まえ、市は、その発展型となる立地適正化計画の策定に向けて、平成31年度から立地適正化計画検討委員会を設置しました。同委員会では、有識者や関係機関・団体の代表者など11人で計画案の検討を進めています。

今後、計画案の公表や説明会などを

実施しながら、今年度末の策定をめざします。

市の人口の推移と高齢化率



【高齢化率】総人口に占める65歳以上人口の割合。グラフ中は筑後市の人口に占める65歳以上人口の割合【グラフの出典】平成27年以前は国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値